

防衛医科大学校達第7号

看護学科学生採用のための入学試験委員会に関する達を次のように定める。

平成26年4月1日

防衛医科大学校長 三 浦 総一郎

看護学科学生採用のための入学試験委員会に 関する達

改正 令和 5年6月30日達第3号

(目的)

第1条 この達は、防衛医科大学校医学教育部看護学科の学生採用のための入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 副校長（教育担当）

(2) 防衛医科大学校の教官のうちから学校長が指名する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、審議事項を指定して学校長が指名する者

(審議事項)

第3条 委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 入学試験の基本方針に関すること。

(2) 学科試験の問題作成の方針、課目の配点及び採点基準に関すること。

(3) 面接試験の方針及び評定基準に関すること。

(4) 小論文試験の問題作成の方針及び評定基準に関すること。

(5) その他入学試験に関すること。

(専門部会)

第4条 委員会に、委員会において審議する審議案について検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会は、必要に応じ、複数置くことができる。

3 専門部会は部会長及び部会委員（以下「専門部会委員等」という。）をもって構成し、第2条第3項に掲げる者のうちから、学校長が指名する。

(開催)

第5条 委員会は委員長が、専門部会は部会長が、必要に応じその都度召集する。

(任期)

第6条 委員の任期は、その委員が命ぜられた学年度の末日までとする。

2 専門部会委員等の任期は、当該専門部会委員等を命ぜられた学年度の末日までとする。ただし、学年度内に、当該専門部会において検討した案件が委員会において審議終了したときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 委員会及び専門部会の庶務は、医学教育研修センター事務部において行う。

附 則

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この達は、令和5年7月1日から施行する。